公益社団法人新宮町シルバー人材センター 委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の安全就業委員会、適正就業委員会、理事、監事候補者選考委員会の各委員、専門部会員、職群班長及び副班長（以下「委員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第２条　委員等が招集に応じ、会議に出席又は町内に出張したときは、別表により報酬を支給する。

（旅費の支給）

第３条　委員等が業務のために出張したときは、その出張に係る費用弁償として旅費規程を準用する。

（補則）

第４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成29年５月10日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年11月12日から施行し、令和８年１月１日から適用する。

別表

区分	報酬
委員等	２，０００円